２０２１年７月２６日

被保険者各位

日本生命健康保険組合

２０２１年度　健康保険被扶養者状況照会の実施について

健康保険組合では、健康保険法および厚生労働省の通達・指導に基づき、被扶養者について、収入や生計維持関係等、厳正なる資格調査を毎年実施しております。

今年度も下記の通り実施いたしますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

記

**◆検認の根拠と目的**

　　健康保険法施行規則第５０条及び、厚生労働省保険局長通知（保発第1029004号）

厚生労働省保険局保険課長通知（保発第1029005号）により、適正な保険診療を

受けていただくためと、拠出金等の適正納付の観点から被扶養者としてすでに

認定された方が、引続きその資格があるかどうかを確認するものです。

**◆実施開始時期**

　　２０２１年８月

**◆提出先と提出期限**

　　＜一般被保険者の方＞

お勤め先の会社・事業所によって提出先と期限が異なります。お勤め先の健康

保険業務担当者にご確認の上、案内に従ってください。

＜任意継続・特例退職被保険者制度の方＞

２０２１年８月３１日（火）、健康保険組合に必着するよう提出ください。

**◆対象者**

　　２０２１年７月１日現在の被扶養者のうち以下に該当する方以外。

　　ただし、健保組合にて確認が必要と判断した場合は対象となります。

|  |
| --- |
| 一般被保険者制度に加入の方 |
| ・2020年1月以降に被扶養者となった方・2021年４月１日現在18歳未満の方・2022年3月末までに75歳となる方（後期高齢者医療制度に移行となる方） |
| 任意継続被保険者制度に加入の方 |
| ・2021年1月以降に被扶養者となった方（新規取得者は除く）・2021年４月１日現在18歳未満の方・2021年12月末までに期間満了を迎える方・2022年3月末までに75歳となる方（後期高齢者医療制度に移行となる方） |
| 特例退職被保険者制度に加入の方 |
| ・2021年1月以降に被扶養者となった方（新規取得者は除く）・2021年４月１日現在18歳未満の方・2021年４月１日現在67歳以上の被扶養者の方（2020年5月31日以前に特例退職に加入した方） |

以上